

契約条項

【一般約款】

1. 契約条項の基づき成立する契約内容は、この契約書、および契約時までに貴社から契約書フォームの交付を受けているときは、これに記載された約款に従うものとします。
2. 申込金を支払った後、契約成立に至らなかった場合には、申込金を返還します。
3. 契約は、本契約書に捺印した時点で成立するものとします。但し、ローン契約による場合には、信販会社の契約書に定められている日をもって契約が成立するものとします。
4. 申込金は、契約成立時に売買代金の一部の支払いに充当して下さい。万一注文者の都合により、申込金支払後、契約成立前に申込を撤回した場合、契約成立のために支出した損害につき賠償いたします。また、契約成立後に申込を撤回した場合には、その車輛にかかった費用（修理・加修費・整備費（この場合、申込金や中間金を既に支払っていたときには、相殺されても異議はありません。）運送費・保管費（1,500円×経過日数）等）を請求されても異議はありません。
5. 自動車登録に関連して必要となる登録書類は契約後、規定期間内に遅滞なく貴社に渡します。
当社規定期間 契約後1ヶ月
6. 契約車輛の契約が何らかの理由により解除、取消し又は無効になった場合には、下取り車に関する契約も同時に解除、取消し又は無効となります。尚、下取車の所有権は、私が契約車輛を受け取り、下取車を貴社に引き渡したときに移転します。
 - a. 下取車に関する契約成立後に、万一注文者の都合によりこれを撤回した場合、下取車手続代行費用や、その車輛にかかった意費用（修理・加修費・運送費・保管費等）を請求されても異議はありません。尚、下取車に関する契約が撤回されても、同時に本契約車輛の契約が撤回されることはありません。
 - b. 下取車は貴社の指定された日に引き渡します。又、下取車に関する書類は契約成立日に指定された日迄に貴社へ交付します。同時に、後日貴社より請求があった場合はすみやかに持参します。
 - c. 下取車の引渡し後、通常査定上、判断できにくい箇所に不具合や修復歴が発見された場合や、距離計の交換、距離数の巻き戻し、災害跡等が発覚した場合は、認識の有無にかかわらず、貴社より再査定と判断されても異議はありません。よって、再査定によって生じた減額は、すみやかに現金をもって支払います。
 - d. 下取車に抵当権、賃借権などなんらかの権利の設定がないことはもちろん、公租公課の滞納など一切の負担が無いことを保証すると共に、万一第三者から異議・費用負担など貴社に不利益となる申し出があるときは、すべて私の責任において処理し、貴社に迷惑をかけません。もし、第三者からの異議の申し出により、貴社に費用負担の損害が生じた場合には、直ちにその損害については賠償します。
7. 自動車の取得に対して課税される所得税を貴社が納税代行を行うだけであり、納税義務者は注文者であることを了承致します。よって、契約書上、記載が無い場合でも、取得税が掛かることを了承致します。尚、納車後取得税の支払い義務が発生し、貴社より請求があった場合、すみやかに現金をもって支払います。

【反社会的勢力との取引拒絶】

この契約は各号のいずれにも該当しない場合に成立し、各号のいずれか1つでも該当する場合には、当社は、契約を解除するものとします。

1. ご注文者が契約時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
2. ご注文者及び登録名義人・実使用者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団準構成員
 - d. 暴力団関係企業構成員
 - e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等構成員
 - f. その他 a～e に準ずる者
3. ご注文者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - e. その他 a～d に準ずる行為

【提携ローン利用約款】

1. 提携ローン会社の保証委託契約に基づく求償債務または立替払契約が完済されるまで貴社及び提携ローン会社に所有権が留保されることを承認するものとします。また、貴社の所有権を侵害する行為は致しません。
2. ローン利用の場合、金融機関から分割返済金額の融資を受けるため、この契約書発行後貴社または当該金融機関より当該借入の保証承諾を得て、遅滞なく当該金融機関に向向き、所定の借入手続きをとります。
3. 金融機関からの総借入額及び分割返済条件などの確定は、前号による所定の借入手続後になりますので、金融機関に対する私の債務額及び分割返済条件などは、金融機関の都合により、表記と多少異なることがありますのでご了承下さい。
4. 提携ローン利用の自動車購入に関する所定の契約書類は、遅滞なく必要箇所に署名（または記名）捺印の上貴社に交付致します。

【現金一括払約款】

1. 自動車の代金は、表記「お支払い条件」欄に基づき、中間金及び残金は記載の期日までとし、最長納車時までに遅滞なく現金をもって貴社に支払います。万一、私の都合により遅滞した場合、貴社から一定期間を提示されて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に支払をしなかった場合には、売買契約を解除されても異議はありません。

【注意事項】

1. 契約者は注文書にリサイクル預託金、相当額の合計が10,000円以上もしくは請負契約（作業費用、車検整備費用、納車整備費用等）がある場合、200円の収入印紙の貼付が必要になります。
2. 自動車の検査は安全・環境面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、必要最小限の点検となります。その為、次の検査までの車輛故障及び安全性等を保証するものではありません。（認証工場への委託をしない為ユーザー車検にて検査登録致します。）尚、道路運送車輛法では、日常点検及び定期点検を実施する事が、自動車使用者（使用する者）に義務付けられております。（自己管理責任）。
3. 申込者及び連帯保証人予定者は、契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、申込者及び連帯保証人予定者は、貴社の本社を一管轄する簡易裁判所及び、地方裁判所とすることに同意致します。

【ゴジュッパ（残価設定ローン）利用時のご確認事項】

1. 据置き額は、ローン満了時の査定金額をもって買取り保証をするものではありません。ローン満了時にその時点での査定金額によって据置き額を精算する場合は、据置き額と差異（増減）が発生する場合がございます。その際には、差額のお支払い、お受け取りが必要になりますので、ご了承下さい。ローン契約期間中は、本車輛に自動車保険、車輛保険等を付保されることをお勧めします。

【個人情報の取扱いに関する同意条項】

1. (個人情報の収集・利用の同意) (1) 申込者（契約者を含む。以下「私」という）は株式会社フェニックス（以下「会社」という）が自動車の契約（申し込み含む。以下「本契約」という）並びに今後の取引に係わる会社との取引の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を保護措置を講じたうえで収集し、共同して利用することに同意します。①会社所定の申込書に私が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の「属性情報」（本契約締結後に私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、分割払手数料、毎月の支払額、支払方法等の「契約情報」(2) 私は、会社が本契約の締結内容及び後日の交渉内容を事後の証跡のために収集することに同意します。(3) 会社は、本条第1項①、②の情報を、契約終了後7年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。
2. (個人情報の車輛販売時以外の利用) (1) 私は、会社が、会社の「保険事業」「整備事業」その他会社の定款に記載されている事業における下記の目的のために第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス②市場調査、商品開発③宣伝物・印刷物の送付、営業案内(2) 私は、会社が、会社の子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の宣伝物・印刷物を送付することに同意します。
3. (個人情報の開示・訂正・削除) (1) 私及び保証人は、会社に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。会社に開示を求める場合には、第7条項に記載の窓口または各支店・各営業所等にご連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。(2) 上記開示により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
4. (本項不同意の場合の措置) 私が本契約において必要な記載事項（契約書表面で記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、会社は本契約を拒否する場合があります。但し、本項の第2項(1)又は(2)に同意しない場合は、これを理由に会社が本契約を拒否することはないものとします。
5. (利用中止の申出) 本項の第2項(1)又は(2)による同意を得た範囲内で会社が当該情報を利用している場合であっても、私及び保証人が中止の申し出をした場合は、会社はそれ以降の利用を中止する措置をとるものとします。
6. (条項の変更) 本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
7. (個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口) 個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問い合わせ先については各営業所となります。